朝鮮總督府官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラレムコトヲ請フ

大正七年四月十九日

内閣總理大臣伯爵寺内正毅

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

内閣

勅令第　號

朝鮮總督府官制中左ノ通改正ス

第十一條中「三十九人」ヲ「四十人」ニ、「視學官　專任　一人」ヲ「視學官　專任　二人」ニ、「三十四人」ヲ「四十一人」ニ、「四百三人」ヲ「四百二十五人」ニ改ム

第二十條ノ五　農商工部ニ地質調査所ヲ置キ地質ノ調査ニ關スル事務ヲ掌ラシム

第二十條ノ六　地質調査所長ハ朝鮮總

督府技師ヲ以テ之ニ充ツ

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

閣東都督府官制中改正ノ件

右謹テ上奏シ恭シク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セラレムコトヲ請フ

大正七年五月三日

内閣總理大臣伯爵寺内正毅